

佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業
基本協定書
(案)

佐 野 市

令和8年5月29日

基本協定書

- 1 事業名 佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業
- 2 対象地 栃木県佐野市金屋下町10番地
- 3 事業期間 本事業における設計施工一括契約の締結に係る佐野市議会の議決があった日から令和27年3月31日まで

佐野市（以下「市」という。）は、【応募者名】を構成する【代表企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（代表企業「【代表企業名】」。以下、各企業を個別に又は総称して「事業者」という。）との間で、上の事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について合意し、次の契約条項¹のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本協定において使用する用語の意義について、特筆がないものについては、募集要項等によるものとする。

（趣旨）

第2条 本協定は、本事業に関し事業者が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、次の各号に掲げる契約（以下総称して「事業契約」という。）の締結に向けた、市及び事業者の双方の協力について定めることを目的とする。

- （1）市と事業者の間で締結される基本契約書（以下「基本契約」という。）
- （2）市と、本事業の設計業務、建設・工事監理業務の遂行者としての設計企業名、建設企業名及び工事監理企業名で構成される設計施工共同企業体との間で締結される設計施工一括契約書（以下「設計施工一括契約」という。）
- （3）市と、本事業の維持管理業務の遂行者としての維持管理企業名及び維持管理企業名で構成される維持管理共同企業体²との間で締結される維持管理業務委託契約書（以下「維持管理業務委託契約」という。）

（市及び事業者の義務）

第3条 市及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の評価委員会及び市の要望事項を尊重する。

（事業契約の締結）

第4条 市及び事業者は、募集要項等（本事業に関する募集要項及び募集要項の添付資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の事業契約書（案）の形式

¹ 応募者が本事業を実施するための特別目的会社（SPC）を設立することを提案した場合、当該提案内容に合わせ、基本協定書その他の契約書について適宜表現を調整します。

² 維持管理企業が1社である場合、当該箇所を含め、適宜契約書における記載を調整します。

及び内容にて、基本契約、設計施工一括契約及び維持管理業務委託契約を令和8年12月下旬から令和9年1月下旬を目処として仮契約として締結するべく最大限努力する。

- 2 市は、募集要項等に添付の事業契約書（案）の文言に関し、事業者より説明を求められた場合、募集要項等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者又は事業者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 事業者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所・常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 事業者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- 5 事業契約の締結までに、事業者のいずれかが募集要項等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、事業契約を締結しないことができる。

(賠償額の予定)

- 第5条 事業者は、事業者のいずれかが前条(事業契約の締結)第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当するときは、市が事業契約を締結するか否か又は解除をするか否かを問わず、違約金として、事業者が提案書類に記載した本事業に係るサービス対価の総額並びにこれに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
 - 3 第1項の場合において、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、事業者は、その差額を市の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、事業者は、連帯してこれを負担する。

(準備行為)

- 第6条 事業契約の締結前であっても、事業者は、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

(事業契約の不成立)

- 第7条 佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年条例第57号)第2条の規定による設計施工一括契約の締結が佐野市議会において否決されたことにより、仮契約として締結した基本契約及び設計施工一括契約が本契約としての効力を生じず、維持管理業務委託契約につき締結することができなかった場合、

既に市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合（市又は事業者の責めに帰すべき事由により当該否決が生じた場合を除く。）を除き、事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

（本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

第8条 事業者は、市の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（秘密保持義務）

第9条 市及び事業者は、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

（1）開示の時に公知である情報

（2）相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

（3）相手方に対する開示の後に、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

（4）市及び事業者が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

（1）弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

（2）法令等に従い開示が要求される場合

（3）権限ある官公署の命令に従う場合

（4）市又は事業者との間で守秘義務契約を締結した市のアドバイザー及び本事業に関する事業者の下請企業又は受託者に開示する場合

（5）市が、本事業に係る各業務を事業者以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

（本協定の変更）

第10条 本協定の規定は、市及び事業者の書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第 11 条 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、宇都宮地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(本協定の有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、全ての事業契約が締結されて本契約となったときまで(第 7 条(事業契約の不成立)その他の事由により全ての事業契約が締結に至らなかった場合は、市においてその旨を代表企業に通知したときまで)とする。ただし、本協定の終了後も第 9 条(秘密保持義務)、第 11 条(管轄裁判所)及び次条(準拠法)の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第 13 条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第 14 条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、佐野市財務規則(平成 17 年規則第 59 号)によるほか、その都度、市及び事業者が誠実に協議の上これを定めるものとする。

(本頁以下余白)

以上、本協定の証として、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、市及び代表企業が各1通を保有する。

令和8年12月●日

市：佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

事業者：(代表企業)

[住所]
[企業名]
[代表者]

(構成企業)

[住所]
[企業名]
[代表者]

(構成企業)

[住所]
[企業名]
[代表者]

(構成企業)

[住所]
[企業名]
[代表者]

(構成企業)

[住所]
[企業名]
[代表者]